

「県庁前公園における滞留空間づくりのための社会実験業務」委託仕様書

## 1 業務名

県庁前公園における滞留空間づくりのための社会実験業務

## 2 趣旨

県庁前公園、旧NHK富山放送会館跡地並びに富山県庁舎及び敷地は、富山駅から富山市のまちなかに至る動線上に位置することから、その将来の方向性として、まちの活性化にも資する活用がなされることが県有財産の有効活用の観点から重要であると考えられる。

そのため県では令和5年度に、基礎調査やヒアリングに加えて、県・富山市の若手職員、富山大学の学生によるワークショップを通じて、旧NHK富山放送会館跡地並びに富山県庁舎及び敷地を加えた現状と課題、ありたい姿を整理するとともに、新たに設置した庁内プロジェクトチームにより、県有地の活用の方向性について検討を開始した。

本業務では、[令和5年度の検討成果](#)を踏まえつつ、県庁前公園の滞留性向上に向けた課題等の把握のため、社会実験を実施するものである。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

## 4 業務内容

県庁前公園に滞留性の向上に向けたストリートファニチャー等の常設物を設置し、設置期間中の管理等も行うこと。

### (1) 設置期間

令和6年10月から12月のうち最低1週間

※1週間を超える実施が望ましい。実施期間や実施時間帯は、有効な実験成果が期待できるものを提案すること。

※10月1日(火)16時～20時に、県庁前公園及びNHK跡地でのケンチョウマルシェ (<https://www.instagram.com/toyama.marche/?igsh=CHZmZTIyMGd1dWhv>) を実施予定。

## (2) 設置場所

県庁前公園のうち別紙に示した立ち入り禁止区間以外

※追加提案として、旧NHK跡地の使用も可能。

## (3) 設置要件

- ① 県庁周辺エリアについて県が整理した3つのありたい姿の実現に資することが期待される、社会実験のコンセプトを設定すること。

<3つのありたい姿>

1. 歴史・水辺・緑を活かしてまちの中心における憩いと愉しみの空間を形成し、来街者・従業者・居住者のウェルビーイングを向上させるエリア
2. まちなかの連続性・回遊性を高めて、まちをシームレスにつなぐとともに、周辺街区に賑わいの好循環をもたらすエリア
3. 公有地を舞台に県内外の多様なプレイヤーが集まり、産学官民連携や人々の交流が積極的に行われ、富山のまちの核として求心力と発信力を生むエリア

<コンセプト例>

- ・自然と調和した空間（ウッドデッキ調のファニチャー設置等）
- ・ホームライクな空間（ソファやテーブルの設置等）

- ② 設置後のストリートファニチャー等の盗難や破損に備えた管理費用、設置及び撤去費用も含めて常設物を設置すること。（準備及び片付けは、受注者において実施すること。）

## (4) 留意点

- ① 実施に当たっては提案者の責任において関係法令や条例等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは受注者に帰属するものとする。また、自然災害、人為災害、事故等の不測の事態に適切な措置を講じるとともに、業務実施に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入すること。
- ② 社会実験実施に伴う公園の申請は不要とし、使用料は免除する。また、指定管理者との協議は県が実施する。
- ③ 電気や水道を使用する場合は、別途県と協議するものとする。
- ④ 雨天、荒天時の対応についても検討すること。
- ⑤ 社会実験実施期間中には、県による来園者アンケートを予定している。

(参考) 富山県都市公園条例第4条における禁止事項

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。
- (7) 知事が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) 知事が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

#### (5) 広報等

来場者を増やすための効果的な広報を実施するとともに、社会実験の影響を受ける公園周辺の住民、企業等に対し、開催案内チラシの配布等により事前に社会実験実施の周知を行うこと。なおチラシ配布については、同等以上の効果が見込まれる別の方法も可能とする。

#### (6) 打合せ等

本業務に係る発注者との打合せは、業務着手時や報告書提出時、社会実験の実施前のほか、適宜行い、円滑な業務実施に努めること。

#### (7) その他

追加可能な企画（ストリートファニチャーの設置期間に合わせたイベント実施など）など、独自要素があれば提案すること。

## 5 成果物

### (1) 成果物は以下のとおりとする。

下記事項を含む成果報告書

- ・業務の実施状況が分かる写真
- ・本業務遂行時において作成した成果物（計画書等）
- ・実証実験の結果を踏まえた、次年度以降の継続的な活用や持続可能な仕組みづくりに向けた課題整理と提案をまとめた資料
- ・その他県が必要と認めるもの

(2) 成果物に関する著作権等について

- ① 成果物に関する著作権は県の保有とし、県が使用及び外部に提供できるようにすること。
- ② 成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。
- ③ 制作の都合上止むを得ず、著作権等を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の了解を得ること。県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。

## 6 留意事項

- (1) 専任の担当者を配置し、県との打合せ等に出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。
- (2) 本仕様書は、プロポーザル用であり、選定された契約候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更する場合がある。
- (3) 業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、疑義がある場合には双方協議の上、業務を進めるものとする。
- (4) 事業の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること。
- (5) 業務の一部を第三者に再委託する場合は書面により県の承認を得ることとし、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする。